# お願い!! 支援費・請求Ⅱ

Ver160にアップデートする前に、 必ず、バックアップ をとって 下さい。

## 『支援費・請求Ⅱ』 Ver160 改善内容

2009.10.xx (株)フォーエヴァー

## 「適合バージョン]

(1) Ver160は、Ver**120、130、140、141、150、151**をアップデートするものです。

※他のバージョンのものからアップデートすることはできません。 ※このV e r 1 6 0で新規にインストールすることはできません。

(2) 今後の弊社ホームページの情報にご留意ください。

## [Ver160での改善内容]

- (1) 2009年10月改正に対応しました。
  - □処遇改善事業助成金の交付
  - □上限額管理事務の簡素化
  - □移行時運営安定化事業関連

#### 以下は機能改善(不具合の修正)です。

- (2) 重度訪問介護(12)の移動介護を3.5時間と入力したとき、実績記録票の移動介護の算定時間が、本来ならば4となるべきところが、3.5となってしまう件を修正しました。
- (3) 行動援護(13)の実績記録票で、7時間以上7時間30分までの算定時間数が8時間になってしまう件を修正しました。
- (4) 特地加算の計算で、端数がちょうど 0.5 の場合に不正な値になる件を修正しました。
- (5) 受給者契約情報で、同一サービスで複数事業所の登録ができるようにしました。
- (6) 日中活動系サービスで、本体報酬の定員規模と加算の利用定員を別々に設定できるようにしました。
- (7) 共同生活援助で、定員規模と夜間防災加算の利用定員を別々に設定できるようにしました。
- ※Ver150までの改善内容につきましては、ホームページの情報などをご参照ください。

http://www.fvr.co.jp/customer/index.html

### 「■バージョンアップの留意点〕

特にありません。

## [■Ver160の留意点] ··必ずお読みください

※今後、追加などがあることが考えられます。最新情報につきましては、ホームページをご参照ください。

- 1. 処遇改善事業助成金の交付
  - a. 処遇改善事業助成金は、毎月、本体報酬と一緒に請求します。
  - b. 介護給付費・訓練等給付費等請求書(様式第一)、介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二・ 第三)のレイアウトが変更されています。
  - c. 助成金の交付額は次で計算されます。
    - ◎交付額=1人1カ月あたりの報酬総額×交付率 (1円未満は切り捨て)

報酬総額は、利用者負担額、事業運営安定化事業及び移行時運営安定化事業による助成額を含みます。しかし、補足給付額は含みません。

 $\blacksquare$ 

処遇改善事業助成金を請求するには・・(画面11~14、*帳票11~12*)

- (1) **事業者登録画面を変更**であけて、請求先の「<mark>都道府県番号</mark>」と「<mark>都道府県名</mark>」を設定します。履 歴追加ではなくて、<u>変更</u>でかまいません。
- (2) 交付率は設定する必要はありません(ソフト内部に登録されています)。
- (3) ただし、本体事業所の交付率を使用する場合(日中活動系で本体施設が障害者支援施設の場合、あるいは、短期入所の併設・空床利用型の場合)は、事業者登録のサービス内容登録画面で<mark>履歴追加</mark>が必要になります。
- (4) **今までどおりにサービス実績を入力**して、今までどおりに請求CSV等を作成します。
- (5) 国保連請求 CSV を印刷すると、助成金額の載った都道府県宛ての介護給付費・訓練等給付費等 請求書(様式第一)も印刷されます。

#### 2. 上限額管理事務の簡素化

上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合、関係のサービス事業所では「利用者負担額一覧表」の作成は不要になります。この場合、上限額管理事業所では、「利用者負担上限額管理結果票」の集計・調整欄は、関係のサービス事業所分は、事業所番号・事業所名は通常どおり記載して、費用総額・利用者負担額・管理結果後利用者負担額は0円とすればよい・・ことになります。



- 2.1 他社が上限額管理をする場合・・(画面21)
- (1) 上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達しなかった場合は、今までどおりの操作(事務処理)になります。
- (2) 上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合は、上限額管理事業所からその旨の通知が来ます。

この場合は、

- □利用者負担額一覧表の作成・送付は必要ありません。
- □利用者負担額は0円にします。

- 2.2 自社が上限額管理をする場合・・(画面 25~27、*帳票 25*)
- (1) 自社(=上限額管理事業所)において、月の途中で利用者が上限額に到達しなかった場合は、今までどおりの操作(事務処理)になります。
- (2) 自社で、月の途中で利用者が上限額に到達した場合は、関係のサービス事業所にその旨の通知をします。この場合、サービス事業所から利用者負担額一覧表をもらう必要はありません。
- (3) レセプト業務の他社分利用者負担入力は必要ありません。
- (4) レセプト業務の上限額管理画面では関係のサービス事業所の情報を設定しますが、費用総額と利用者負担額は0円と入力します。管理結果額(=管理結果後利用者負担額)も0円となります。
- (5) 今までどおりに、利用者負担上限額管理結果票を作成します。
- 3. 移行時運営安定化事業
  - a. サービスコードの名称が変更されています。 「激変緩和加算(特別対策)」→「**事業運営安定化**(9割保障)」
  - b.「**移行時運営安定化**」というサービスコードができています。

•

これらを算定するには・・(画面31~33、*帳票31*)

- (1)「移行時運営安定化」を算定する場合は、**事業者登録のサービス内容登録画面**で、10月以降のサービスの<mark>履歴追加</mark>をしてください。
  - ※「事業運営安定化(9割保障)」を算定する場合は、履歴追加は必要ありません。
- (2) サービス内容登録で履歴追加をすると、**サービス入力画面**で新しい名称で加算を算定することができます。

#### 「■Ver160の<mark>留意点</mark>」の補足説明の画面・帳票

#### 1. 処遇改善事業助成金の交付

画面11:事業者登録画面で都道府県番号と都道府県名を設定

画面12:日中活動系で本体施設が障害者支援施設で、本体事業所の交付率を使用する場合

画面13:短期入所(併設型・空床利用型)で、本体事業所の交付率を使用する場合

画面14:今までどおりにサービス実績を入力

*帳票11*:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

帳票12:都道府県宛ての介護給付費・訓練等給付費等請求書(様式第一)

#### 2. 上限額管理事務の簡素化

2.1 他社が上限額管理をする場合

画面21:利用者負担額一覧表の作成・送付は不要、利用者負担額は0円と入力

2.2 自社が上限額管理をする場合

画面25:他社分利用者負担の入力は不要

画面26:上限額管理画面で、他社の費用総額と利用者負担額は0円と入力

画面27:上限額管理結果票を作成

帳票25:利用者負担上限額管理結果票

#### 3. 移行時運営安定化事業

画面31:事業者登録画面でサービス内容の履歴追加

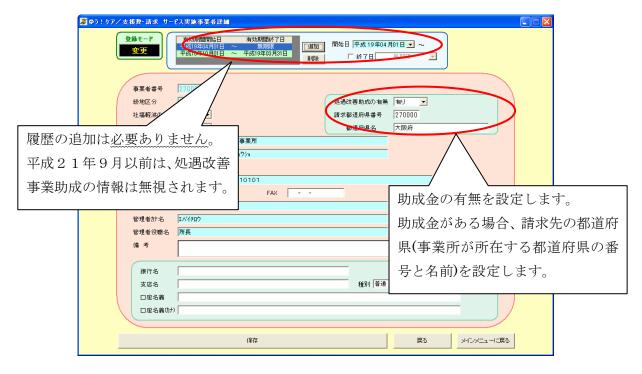
画面32:今までどおりにサービス実績を入力

画面33:給付費請求情報入力画面では・・

帳票31:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

#### 1. 処遇改善事業助成金の交付

画面11:事業者登録画面で都道府県番号と都道府県名の設定



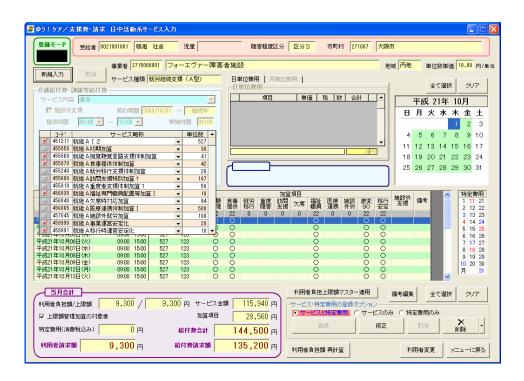
画面12:日中活動系で本体施設が障害者支援施設で、本体事業所の交付率を使用する場合



画面13:短期入所(併設型・空床利用型)で、本体事業所の交付率を使用する場合

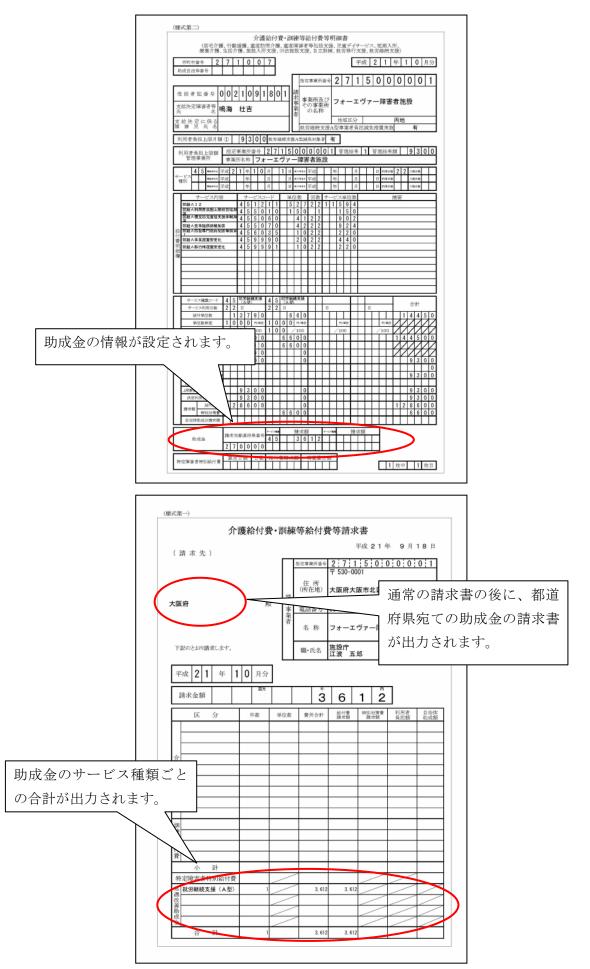


画面14:今までどおりにサービス実績を入力



*帳票11*:介護給付費·訓練等給付費等明細書(様式第二)

帳票12:都道府県宛ての介護給付費・訓練等給付費等請求書(様式第一)



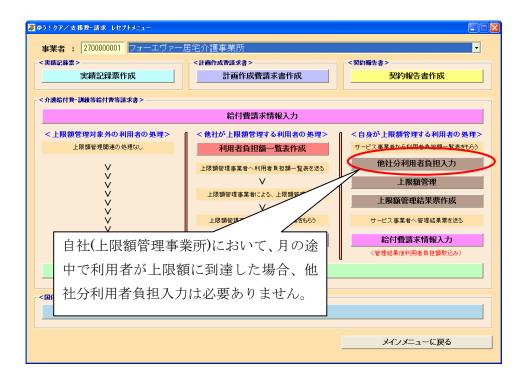
- 2. 上限額管理事務の簡素化
  - 2.1 他社が上限額管理をする場合

画面21:利用者負担額一覧表の作成・送付は不要、利用者負担額は0円と入力

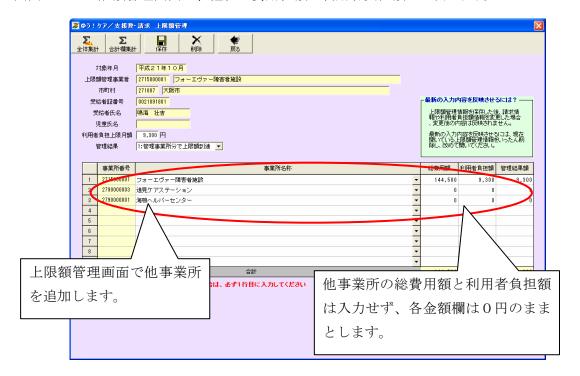


#### 2.2 自社が上限額管理をする場合

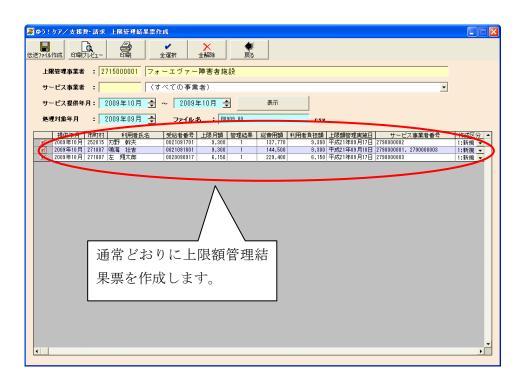
画面25:他社分利用者負担の入力は不要



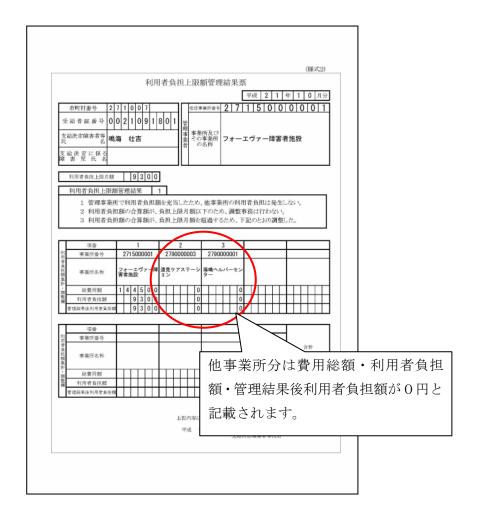
画面26:上限額管理画面で、他社の費用総額と利用者負担額は0円と入力



画面27:上限額管理結果票を作成



帳票25 : 利用者負担上限額管理結果票

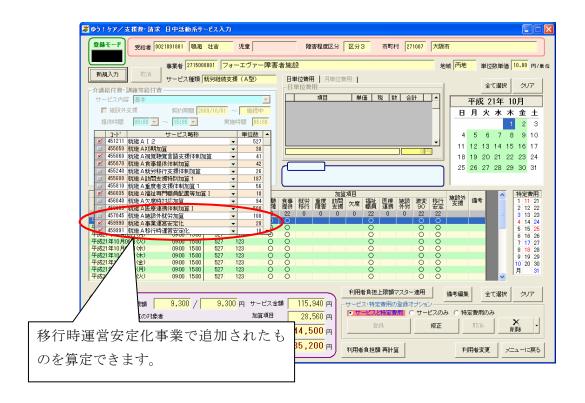


#### 3. 移行時運営安定化事業

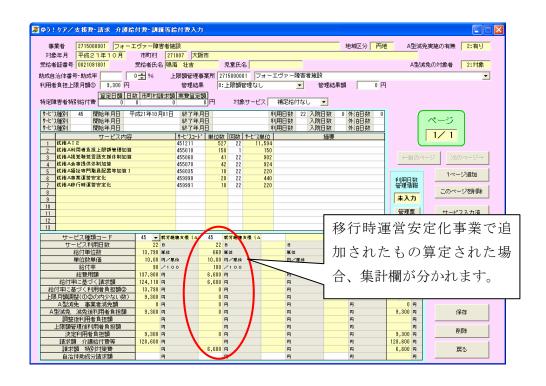
画面31:事業者登録画面でサービス内容の履歴追加



画面32:今までどおりにサービス実績を入力



画面33:給付費請求情報入力画面では・・



帳票31:介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

